

令和3年（行ウ）第5号 マスク着用義務不存在確認等請求事件

原 告 福 地 裕 行
被 告 白 糸 町

準 備 書 面

令和3年12月15日

釧路地方裁判所 御中

被告訴訟代理人弁護士 伊 藤 明 日 佳

同 篠 島 弘 幸

上記当事者間の頭書事件について、被告は、次のとおり弁論を準備する。

第1 事実経過について

本件の事実経過は以下のとおりである。

なお、原告は、議会運営委員会の委員ではないことから、①・④・⑥・⑭・⑯の委員会には出席していない。

① 令和2年3月3日 議会運営委員会（乙1）

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、北海道内でも感染者が出始め、北海道が独自の緊急事態宣言を発出したことをふまえ、議会運営委員会にて、対応を検討した。

感染防止のため、報告や説明、一般質問に対する答弁等は書面配布とし、朗読を省略することや、会議中はマスクを着用するとともに、議場及び委員会室入口に消毒液を設置し、手指の消毒を徹底すること、懇親会を中止とするなどといった方針を協議した。

② 令和2年3月3日 全員協議会（乙2）

議会運営委員会での協議結果が報告され、原告を含む全議員にて、議会運営委員会で協議・検討した上記方針に基づいて感染対策を行うことを確認し、申し合わせた。

③ 令和2年3月4日～3月6日 令和2年第1回定例会

原告を含む全議員が、マスクを着用し、手指を消毒した上で会議に出席した。

④ 令和2年6月2日 議会運営委員会（乙3）

第2回定例会についても、マスクの着用や手指の消毒を行うことを確認した。議案配布時に、マスクの着用と手指の消毒を呼びかける文書を合わせて配布した。

⑤ 令和2年6月9日～6月10日 令和2年第2回定例会

原告を含む全議員が、マスクを着用し、手指を消毒した上で会議に出席した。

⑥ 令和2年8月31日 議会運営委員会（乙4）

第3回定例会についても、マスクの着用や手指の消毒を行うことを確認した。議案配布時に、マスクの着用と手指の消毒を呼びかける文書を合わせて配布した。

⑦ 令和2年9月14日～9月18日 令和2年第3回定例会

原告を含む全議員が、マスクを着用し、手指を消毒した上で会議に出席した。

⑧ 令和2年11月6日 議員協議会（乙5）

原告を含む全議員にて、臨時会と第4回定例会についても、マスクの着用と手指の消毒を行うことを確認した。

あわせて、マイクの消毒や、手洗い、密を避ける、ソーシャルディスタンスの確保、換気などの対策をとることを再確認した。

⑨ 令和2年11月19日 令和2年第1回臨時会

原告を含む全議員が、マスクを着用し、手指を消毒した上で会議に出席した。

⑩ 令和2年12月8日～12月9日 令和2年第4回定例会

原告を含む全議員が、マスクを着用し、手指を消毒した上で会議に出席した。

なお、同定例会で原告は、「危ないからマスクつけたままで。」と、飛沫飛散防止のために、発言時もマスクを取らない旨を明言していた。

⑪ 令和3年3月3日～3月10日 令和3年第1回定例会

原告を含む全議員が、マスクを着用し、手指を消毒した上で会議に出席した。

⑫ 令和3年5月31日 議員協議会（乙6）

原告を含む全議員にて、第2回定例会についても、マスクの着用と手指の消毒を行うこと、換気を行うことを確認した。

⑬ 令和3年6月9日～6月10日 令和3年第2回定例会

原告を含む全議員が、マスクを着用し、手指を消毒した上で会議に出席した。

⑭ 令和3年7月2日 議会運営委員会（乙7）

臨時会についても、マスクの着用や手指の消毒、換気を行うことを確認した。

議案配布時に、マスク着用やフェイスガード等、飛沫を飛ばさない対策をとることと、手指の消毒を呼びかける文書を合わせて配布した。

⑮ 令和3年7月5日 午前10時 令和3年第1回臨時会（乙8）

原告は、マスクを着用せず、その他の飛沫飛散防止対策もとらないまま、会議に出席した。

原告が感染防止対策をとらないことは議事進行上支障があるとして、議会運営委員会を開催して対応を協議するようにとの動議が提出され、賛成多数で可決した。

⑯ 令和3年7月5日 午前10時05分 議会運営委員会（乙9）

臨時会を休憩とし、議会運営委員会を開催して対応を協議した。

基本条例第14条に規定されている議会及び議員の責務に則って、議場内では、マスク、フェイスガード等、飛沫を飛ばさない対策をするというルールを

遵守して頂きたい旨を議会にて報告することを決定した。

(17) 令和3年7月5日 午前10時34分 令和3年第1回臨時会 再開（乙8）

休憩後、再開した会議にて、議会運営委員会での協議結果が報告され、かかる報告を受け、議長である富田忠行氏（以下、「富田議長」という。）より、原告に対し、マスクの着用をお願いしたが、原告はこれを拒否した。

そのため富田議長は、原告が議場内で飛沫を飛ばさないよう、原告に退席を命じたが、原告は、退席についても拒否した。

富田議長は、原告が飛沫を飛ばさない対策をとらず、退席もしないため、原告の右隣と前列の議員（3名）に席を移動してもらうとともに、原告に対し、発言することを禁止した。

その後原告は、議場から一旦退席し、再び議場に戻ると、口元部分を四角く切り取ったマスクを着用した上で、「マスクしてるぞ」、「何で認めないので。マスクだよこれ。」、「穴空いている大きさが違うだけで、マスクはマスクだ。」等発言したが、富田議長は、原告が着用していたマスクは、口元を覆うものではなく、飛沫の飛散を防止するとは言えないことから、発言を許可しなかった。

第2 条例・規則等について

被告においては、議会の運営等に関する規定として、白糠町議会基本条例、白糠町議会会議規則、白糠町議会委員会条例、白糠町議会の運営に関する基準が制定されている（乙10ないし乙13）。

以上